

子ども・子育て支援事業計画に新たに位置づけられる事業について

児童福祉法等の一部改正を踏まえて、第3期子ども・子育て支援事業計画では、記載事項として6事業が追加される予定です。これに伴い、子ども・子育て支援事業計画を策定するために国が示す基本指針の改正や量の見込みの算出方法等を示す手引きの改訂が行われる予定です。

第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたっては、上記事項を踏まえ、対象事業について、量の見込みや確保量を記載し、計画的に整備していく必要があります。

【第2期子ども・子育て支援事業計画】

1. 就学前の教育・保育

- ①教育施設
- ②保育施設

2. 地域子ども・子育て支援事業

- ①妊婦健康診査
- ②すこやか赤ちゃん訪問
- ③利用者支援
- ④乳幼児親子のつどいの場
- ⑤乳幼児の一時預かり
- ⑥延長保育
- ⑦病児保育
- ⑧小学生対象のファミリー・サポート・センター
- ⑨学童クラブ
- ⑩子どもショートステイ
- ⑪要保護児童等の支援のための事業
- ⑫保護者の実費徴収に係る補助
- ⑬新規参入施設への巡回支援等

+

【追加予定事業】

- 子育て世帯訪問支援事業
- 子どもイブニングステイ
(児童育成支援拠点事業)
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦のための支援給付・妊婦等
包括相談支援事業
- こども誰でも通園制度
(乳児等通園支援事業)
- 産後ケア事業

【新たに位置づけられる事業】

事業名		子育て世帯訪問支援事業
事業の概要	事業目的	要保護児童・要支援児童のいる家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児等の援助を行うことを目的としています。
	対象者	要保護児童・要支援児童及び特定妊婦のいる家庭で、区が利用の必要があると認めた方
	事業内容・実施状況	<p>【事業内容】</p> <p>民間事業者へ委託して、要保護児童・要支援児童のいる家庭を訪問し、食事の支度、洗濯、掃除、保育所等の送迎、子どもの世話、子育ての相談、学習支援、学習環境を整えるための助言等の支援を実施しています。</p> <p>【実施状況】</p> <p>令和5年度までは、養育支援訪問事業（要支援家庭育児支援ヘルパー事業）の一部に位置付けて実施していました。</p> <p>令和6年度は、36世帯を対象に支援を実施する予定です。</p>
	担当課	子ども家庭部 子ども家庭支援課

【新たに位置づけられる事業】

事業名		子どもイブニングステイ（児童育成支援拠点事業）
事業の概要	事業目的	養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所がない要保護・要支援の中高生世代の子どもが安心して過ごせる環境を整備し、個別の状況に応じた支援を提供することを目的としています。
	対象者	中高生世代の要保護・要支援児童
	事業内容・実施状況	<p>【事業内容】</p> <p>子どもが安全・安心に過ごせる環境において、必要に応じ、食事の提供や子どもからの相談等に対応します。</p> <p>【実施状況】</p> <p>事業の準備を進め、令和7年1月から運営を開始する予定です。</p>
	担当課	子ども家庭部 児童相談所設置準備課

【新たに位置づけられる事業】

事業名		親子関係形成支援事業
事業の概要	事業目的	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係や子どもとの関わり方等を学び、健全な親子関係の形成を図れるよう支援することを目的としています。
	対象者	要保護・要支援児童のいる家庭
	事業内容・実施状況	<p>【事業内容】</p> <p>親子の関係や子どもとの関わり方等を学ぶための「ペアレント・プログラム」を実施するほか、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換を行うワークショップを実施します。</p> <p>【実施状況】</p> <p>令和5年度から開始し、全6回の講座に延べ64名が参加しました。</p>
	担当課	子ども家庭部 児童相談所設置準備課

【新たに位置づけられる事業】

事業名		妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
事業の概要	事業目的	妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。
	対象者	妊婦
	事業内容・実施状況	<p>【事業内容】</p> <p>「妊婦のための支援給付」では、妊娠の届出をした妊婦に5万円を支給し、その後（出産後）に、妊娠している子ども（流産・死産等も含む）1人につき5万円を支給します。また、給付を行うに当たっては、「妊婦等包括相談支援事業」を効果的に組み合わせて行います。</p> <p>【実施状況】</p> <p>現在、「杉並区出産・子育て応援事業」として同様の給付事業を行っていますが、ゆりかご面接※1やすこやか赤ちゃん訪問※2の際にお渡ししている出産・子育て応援ギフトについては、都事業も含まれているため、今後、給付内容の見直し等を含め適切に対応を図っていきます。</p> <p>また、「妊婦等包括相談支援事業」では、妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供、相談等の伴走型相談支援を行うこととされていることから、現在、区の伴走型相談支援として行っている、ゆりかご面接、妊娠後期の電話相談（希望者には面談）及び生後4か月までのすこやか赤ちゃん訪問の機会を活用し、情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいきます。</p>
	担当課	子ども家庭部 地域子育て支援課

※1 ゆりかご面接:妊娠の届出をした妊婦を対象に専門相談員(助産師・保健師等)が、妊娠から子育て期まできめ細かな面接、相談等の支援を行います。

※2 すこやか赤ちゃん訪問:産後うつの早期発見・対応や育児不安を軽減するため、生後4か月までの乳児のいる全家庭を助産師・保健師等が訪問し、育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに子育てに関する情報提供等を行います。

★ 妊娠したら

★ ゆりかご面接

妊娠の届出をしたすべての妊婦さんに、助産師・保健師等が面接して妊娠期から子育て期まできめ細かな相談や各サービスを案内するほか、支援プランを作成します。

- ▶ 実施場所 = 担当地域の保健センター、地域子育て支援課
- ◎ 各保健センター

★ 出産応援ギフト

（杉並子育て応援券（ゆりかご券））

- 出産応援ギフト（5万円相当）
ゆりかご面接で交付します。
- ゆりかご券（1万円分）
ゆりかご券交付のご案内を後日送付します。
- ▶ 対象 = ゆりかご面接を受けた妊婦本人
- ▶ 申請場所 = 担当地域の保健センター、地域子育て支援課
- ◎ 地域子育て支援課

★ 妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査

- 妊娠の届出時に受診票を交付します。
妊娠中の健康管理や相談ができます。
- ▶ 妊婦健康診査実施場所 = 都内の委託医療機関等
 - ▶ 妊婦歯科健康診査実施場所 = 区内の指定歯科医療機関
 - ▶ 費用 = 妊婦健康診査は一部助成あり。
妊婦歯科健康診査は無料。

◎ 各保健センター、地域子育て支援課

★ 母親学級・パパママ学級

妊娠・出産・育児の学びや、参加者同士の交流の場です。

- 平日 ▶ 実施場所 = 各保健センター
- ◎ 各保健センター
- 休日 ▶ 実施場所 = 子ども・子育てプラザ
- ◎ 地域子育て支援課

★ 産前・産後支援ヘルパー

産前・産後の家事や育児の支援が必要な家庭をヘルパーが訪問します。

- ▶ 対象 = 妊娠中の方、または1歳未満の子を養育している方
- ◎ 地域子育て支援課

★ 多胎児家庭支援事業

家事・育児ヘルパーなどのサービスの提供やタクシー利用券を交付するほか、交流会を通じて仲間づくりのお手伝いをします。

- ▶ 対象 = 多胎児（双子や三つ子など）の妊婦や3歳未満の多胎児の子育てをする家庭
- ◎ 地域子育て支援課

♥ 赤ちゃんが生まれたら

♥ 産後ケア事業

乳房ケア、授乳、育児の相談などのケアを宿泊・日帰りで行われます。

- ▶ 実施場所 = 委託医療機関等
- ▶ 対象 = 産後6か月未満の産婦と乳児
- ▶ 費用 = 有料（一部子育て応援券利用可。
所得により異なる。）
- ◎ 地域子育て支援課

♥ 新生児聴覚検査

妊娠の届出時に受診票を交付し、赤ちゃんの耳の聞こえについて検査します。

- ▶ 実施場所 = 都内の委託医療機関
- ▶ 費用 = 一部助成あり
- ◎ 各保健センター、地域子育て支援課

♥ すこやか赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれたすべての家庭を保健師や助産師が訪問し、育児相談や子育ての情報提供などを行います。

- ▶ 実施場所 = 各家庭
- ▶ 対象 = 0～4か月児がいるご家庭
- ◎ 各保健センター

♥ 子育て応援ギフト

- 申請に基づいて、対象者に交付します。
- ▶ 対象 = すこやか赤ちゃん訪問を受けた保護者
 - ◎ 地域子育て支援課

♥ 産婦健康診査

- 産後の健康診査を1回受診できます。
- ▶ 実施場所 = 区内の指定医療機関等
 - ▶ 対象 = 出産日から8週間以内の産婦
 - ※ 受診票は指定医療機関等で交付します。
 - ◎ 地域子育て支援課

♥ 乳幼児健康診査

- お子さんの発育・発達診察や子育ての相談を行います。
- ▶ 対象 = 4・6・9か月児、1歳6か月児、3歳児
 - ◎ 各保健センター

♥ 杉並子育て応援券（出生時）

子育て支援サービスに利用できます。対象者には、子育て応援券交付のご案内を、後日送付します。

- 出生時（3万円分）小学生以下の3人目以降は、3.5万円分
- ▶ 対象 = 区内に居住する出生児の保護者
- ◎ 地域子育て支援課

♥ 児童手当・特例給付

申請に基づいて、対象児童を養育している方に手当が支払われます。出生の翌日から15日以内に申請してください。なお、所得制限があります。

- ▶ 対象 = 0～15歳に達する日以後最初の3月31日までの児童
- ▶ 申請場所 = 子ども家庭部管理課、区民事務所
- ◎ 子ども家庭部管理課

♥ 子ども医療費助成

申請に基づいて、医療機関で支払う保険診療に係る自己負担分を助成します。

- ▶ 対象 = 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童
- ▶ 申請場所 = 子ども家庭部管理課、区民事務所
- ◎ 子ども家庭部管理課

♥ 訪問育児サポーター

子育ての経験があり、区の専門研修を受けたサポーターがご自宅を訪問し、子育ての悩みや心配ごとの解決をお手伝いします。（3回まで。多胎児の場合は6回まで。）

- ▶ 実施場所 = 各家庭
- ▶ 対象 = 0歳児がいるご家庭
- ◎ 杉並区社会福祉協議会



【新たに位置づけられる事業】

事業名		こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）
事業の概要	事業目的	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。
	対象者	保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満のこども
	事業内容・実施状況	<p>【事業内容】</p> <p>区内の乳児等通園支援事業を実施する保育所及び幼稚園等において、満3歳未満の子どもの対象に、就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で、保育を提供します。</p> <p>【実施状況】</p> <p>令和6年度については、保育所及び幼稚園等を利用していない0歳6か月から満3歳未満の子どもの対象に、「こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業」として、保育施設18所で子ども一人当たり月10時間の利用を上限とした定期的な預かりに取り組むとともに、令和8年度の給付制度化に向けた課題等の把握を進めていきます。</p>
	担当課	子ども家庭部 保育課

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度」の創設～

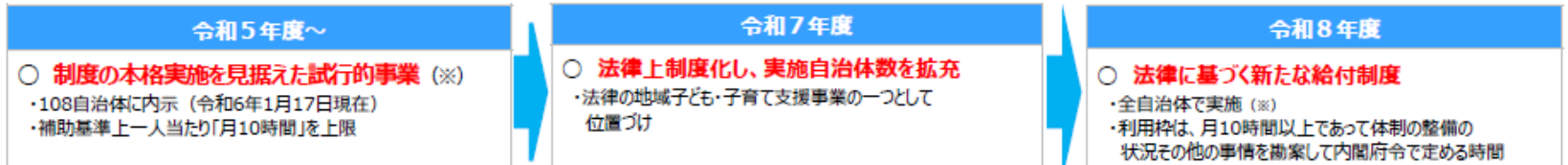
検討の方向性

- 現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。
- **2025年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、2026年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体においてこども誰でも通園制度を実施できるよう、所要の法案を今国会に提出。**

制度の意義

- **こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会**
- **ものや人への興味が広がるとともに、成長発達に資する豊かな経験をもたらす**
- 保育者からこどもの良いところや成長等を伝えられることで、**こどもと保護者の関係性にも良い効果**
- 孤立感や不安感を抱える**保護者の負担感の軽減**
- 育児方法の模範を見ることにより、**親としての成長につながる**
- 保育者にとっては、その**専門性をより地域に広く発揮できる**
- 給付制度とすることで**制度利用のアクセスが向上**
- **利用状況を自治体が把握でき支援が必要な家庭の把握などにつながる**

【本格実施に向けたスケジュール】



(※) 補正予算で前倒しし、令和5年度中の開始も可能となるよう支援

(※) 令和8年度から内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠での実施が難しい自治体においては、3時間以上であって内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置を設ける。（令和8・9年度の2年間の経過措置）

【子ども・子育て支援法等の改正イメージ】 (子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法等)

- 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、**新たに「乳児等のための支援給付」を創設する。**
- **利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども** (※) とし、**月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。**
- (※) 0歳6か月までは制度として併走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定。
- 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組み、市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。
また、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、財源の一つとして**子ども・子育て支援納付金を位置づける。** 等

保育室
若杉で

子育てに もっと充実した時間を

“こども誰でも通園制度” はじまります



ご自宅で子育てされている世帯を対象に

こども同士のふれあいや保育士への育児相談、保護者のリフレッシュの機会をつくるため
杉並区直営の保育室若杉で「杉並区こども誰でも通園制度」を試行的に実施します。

なお、私立保育園においては令和6年10月以降に実施予定です。

広い園庭で
遊べる

月10時間まで
利用可能

月額2,750円[※]
(給食あり)

保育士による
育児相談

期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日

場所

保育室若杉（天沼3丁目15番20号）

対象

杉並区在住で保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業
主導型保育事業に通っていない、利用日現在0歳8か月～満3歳未満の児童

募集
人数

50人（月～金曜日の各曜日10人）

募集
期間

令和6年5月10日～6月3日に、右記二次元コードからお申込み
ください。



その他

定員を超える申し込みがあった場合は、抽選によって利用内定者
を決定します。

※子育て応援券は使えません。

問合せ先

杉並区子ども家庭部保育課 03-3312-2111（代表）

【制度に関すること】事業計画調整係【申込に関すること】認定・入園係

※令和6年7月からの試行的実施に伴い、配布した募集チラシ

【新たに位置づけられる事業】

事業名		産後ケア事業
事業の概要	事業目的	産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。
	対象者	<p>【産後ケア】 産後6か月未満の乳児とその母で、産後ケアを必要とする方</p> <p>【要支援産後ケア】 要支援、要保護児童として要保護児童対策地域協議会に登録された妊婦又は乳児及びその母で、区が要支援産後ケアの利用が必要と認められた方</p>
	事業内容・実施状況	<p>【産後ケアの事業内容】 助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。</p> <p>【産後ケアの実施状況】 21事業者に委託し、令和5年度は1,382件の利用者申請を承認し、1,883件（延べ日数2776日）の利用がありました。 法定事業化に伴い、現在は各区で独自に行っている産後ケア事業について、今後は国、都道府県、市区町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う必要があるため、適切に対応を図っていきます。</p> <p>【要支援産後ケアの事業内容】 医療機関等への委託による、ショートステイ及びデイケア及び助産師、心理士等の訪問による育児技術の習得などの支援を実施しています。</p> <p>【要支援産後ケアの実施状況】 令和5年度　《ショートステイ》 7人 延26日　《デイケア》 43人 延252日　《訪問支援》 75人 延443日</p>
	担当課	<p>子ども家庭部 地域子育て支援課</p> <p>子ども家庭部 子ども家庭支援課</p>

令和6年度

杉並区産後ケア事業

産後に施設に滞在して、
助産師など専門のスタッフから
お母さんと赤ちゃんの健康状態の確認や
疲労回復ケア、乳房ケア、
母乳やミルクのあげ方のアドバイス、
もく浴の練習、育児相談などが受けられます。

令和6年4月から
ご利用しやすくな
りました。



ご利用例

- 産後の体調が優れず、育児に自信がもてず不安。
- 授乳がうまくいかない…体重がちゃんと増えているか不安。
- 赤ちゃんが泣いたときの対応など、赤ちゃんのお世話について教えてほしい。
- 赤ちゃんがなかなか寝てくれず、疲れてしまった。
- 生活のリズムの整え方について知りたい。

利用できる方

杉並区民で産後6か月未満のお母さんと赤ちゃんで、産後ケアを必要とする方
※医療行為の必要な方や、感染症の疑いがある方は利用できません。

産後ケアの種類

- 宿泊型産後ケア……………施設に宿泊して産後ケアを受けます。(食事付き)
- 日帰り型(個別)産後ケア……………個別に産後ケアを受けます。1日5時間以上(昼食付き)
- 日帰り型(少人数)産後ケア……………2～3人で一緒に産後ケアを受けます。1日3時間程度

利用料金と回数

	利用料金(住民税課税世帯)	利用回数
宿泊型	1泊2日 7,000円 その後1日ごとに3,500円	5日(4泊5日)まで 分割利用もできます
日帰り型(個別)	1日 2,000円	個別と少人数をあわせて 5日まで
日帰り型(少人数)	1日 1,000円	

※非課税世帯・生活保護世帯は料金が異なります。
※多胎の場合は、2人目以降の子1人あたりに別途加算されます。
※杉並子育て応援券が利用できます。(一部施設除く)
※宿泊型のご利用パターンは、①1泊2日②1泊2日を2回③2泊3日④2泊3日と1泊2日⑤3泊4日⑥4泊5日のいずれかになります。

